審　査　基　準

令和７年３月６日作成

法　　令　　名	古物営業法
根　拠　条　項	第５条第４項
処　分　の　概　要	許可証の再交付
原権者（委任先）	徳島県公安委員会
法　令　の　定　め	古物営業法施行規則第４条第１項、第２項（許可証の再交付の申請）
審　査　基　準	判断基準は法令の定めによる。
標準処理期間	14日
申　　請　　先	徳島県公安委員会（申請書提出先は、営業所所在地を管轄する警察署の生活安全課又は刑事生活安全課）
問い合わせ先	徳島県警察本部生活安全企画課（電話　代表088-622-3101）又は警察署の生活安全課若しくは刑事生活安全課
備　　考	